

令和6年5月吉日

保護者 様

犬山市長 原 欣伸

食物アレルギーのある児童生徒を対象とした 補助金について（お知らせ）

食物アレルギーなどにより給食を食べることが困難な児童生徒の保護者の方におかれましては、日頃より食事の準備など、各家庭でのご協力ご負担をおかけしております。

さて、当市では小学校1年生、小学校6年生、中学校3年生と第3子以降の児童生徒の給食費無料化を実施しています。

この事業にあわせて、食物アレルギーなどにより学校給食を食べることが困難な児童生徒を対象に、「給食費相当額」の補助を実施しています。

つきましては、申請手続きが必要となりますので、お手数ですが、制度の内容や申請方法などの詳しい内容について裏面をご確認いただき、手続きを行ってください。

記

- 1 申請期間 令和6年5月20日（月）から6月7日（金）まで
- 2 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」
- 3 提出先 犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階）

【問合せ先】

犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階） 庶務・給食担当 立松、駒田

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

電話：0568-44-0350 FAX：0568-44-0372 Email：070200@city.inuyama.lg.jp

1. 対象

犬山市在住の小学校1年生、6年生、中学校3年生、または第3子以降の児童生徒（「多子・多胎世帯子育て支援事業利用登録」の手続きを行った方が対象）のうち、学校で次のような対応をしている方です。

- ・牛乳アレルギーなどのため、給食では牛乳の提供を受けず、食事のみ提供を受けている児童生徒
- ・小麦アレルギーなどのため、給食では牛乳だけ提供を受け、食事は弁当を持参している児童生徒
- ・食物アレルギーなどにより、すべての給食の提供を受けておらず、家庭から弁当を持参している児童生徒

※食品の一部除去などの対応をしており、小学校320円、中学校380円の給食費を徴収している方は対象外となります。

2. 補助金額

学校給食における食物アレルギー対応が必要な方には、給食の提供を受けていない食品の金額を引いた額を徴収しています。犬山市では給食の無料化を実施していますが、食物アレルギー対応が必要な児童生徒については、給食の代わりに家庭でご用意いただく必要があります。

そのため、徴収する給食費を無料にすると同時に、家庭で負担となる分を「給食費相当額」として補助します。対象者のうち、提供を受けている給食により補助金額が異なりますので、次表をご確認ください。

また、この表の「食数」とは、児童生徒が実際に学校で食べた回数のことをいい、「補助金実績報告書兼請求書」において各学校が食数の証明を行います。

《令和6年度》

対象者	補助金額の考え方
牛乳の提供を受けていない方	66円×食数
牛乳だけ提供を受けている方	小学校 254円×食数 中学校 314円×食数
すべての給食の提供を受けず、 弁当を持参している方	小学校 320円×食数 中学校 380円×食数

※給食費：小学校320円、中学校380円

学校給食用牛乳保護者負担額：1本66円

3. 手続き方法

- 1) 申請期間 令和6年5月20日（月）から6月7日（金）まで
- 2) 申請書類 「犬山市小中学校等給食費補助金交付申請書」
- 3) 提出先 犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階）

4. 申請から補助金交付までのながれ

- 令和6年 6月7日まで 「犬山市小中学校等給食補助金交付申請書」を提出
令和6年 6月下旬 申請を受けて、犬山市教育委員会が「補助金交付決定通知書」を送付
令和7年 3月 「犬山市小中学校等給食費補助金実績報告書兼請求書」を提出
令和7年 3～5月 犬山市教育委員会が審査結果を通知し、補助金を交付